



第1回・第2回・第3回検討会資料 (建替事業・建替配慮書関係)

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（第4回）

令和8年1月19日
環境省 環境影響評価課

図書の継続公開に対するパブリックコメントについて



- アセス図書の公開期間を定める「環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令案」について、令和7年9月4日～10月3日にパブリックコメントを実施。
- 公開期間を含むアセス図書の継続公開に関する意見は6件。

御意見の概要

公開期間の起算日について、同意がなされる日は、事業者等の恣意に係るものであることから、同意日ではなく公表日とするべき。

公開期間を30年とすることは理解。公開にあたっては、事業者側に過度な負担が生じないよう配慮いただきたい。

公開図書の著作権侵害や、無断引用を懸念。公開にあたっては、環境省ホームページ上などで著作権の扱いをわかりやすく明示すべき。

公開期間を30年とされることについては、後続事業者による活用および事業の透明性の向上・地域の理解醸成の観点から十分な期間が確保されているものと考える。

その上で、事業者から図書公開の同意を広く得るために、公開図書に係る著作権法上の扱いや、環境影響評価制度上の位置づけを明確化するとともに、二次利用や内容に関する問合せ等の取扱に係る適切な運用ルールを定めて周知することが必要。

「事業者の同意を得た上で」とされているが、同意が無くても30年公開をすべき。

確実な実施のための体制整備を求める。

(参考) 第1回検討会資料

建替配慮書に係る規定

- 建替配慮書に関する規定の施行に向けては、**建替事業の適用要件（距離及び規模の比）**を定める必要がある。（政令で定めるもの）
- また、建替配慮書は「事業実施想定区域及びその周囲の概況」及び「調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」に代えて、「**事業実施想定区域**」及び「**当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容**」を記載することとしたところ、**具体的な記載内容**を検討する必要がある。（「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」及び主務省令で定めるもの）

○改正後の環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄） (配慮書の作成等)

第三条の三 (略)

2 既存工作物（第二条第二項第一号イからヘまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であって現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。

- 一 事業実施想定区域
- 二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

3 (略)

記載事項	配慮書	建替配慮書
①	第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
②	第一種事業の目的及び内容	
③	事業実施想定区域及びその周囲の概況	事業実施想定区域
④	計画段階配慮事項ごとに 調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容
⑤	その他環境省令で定める事項	

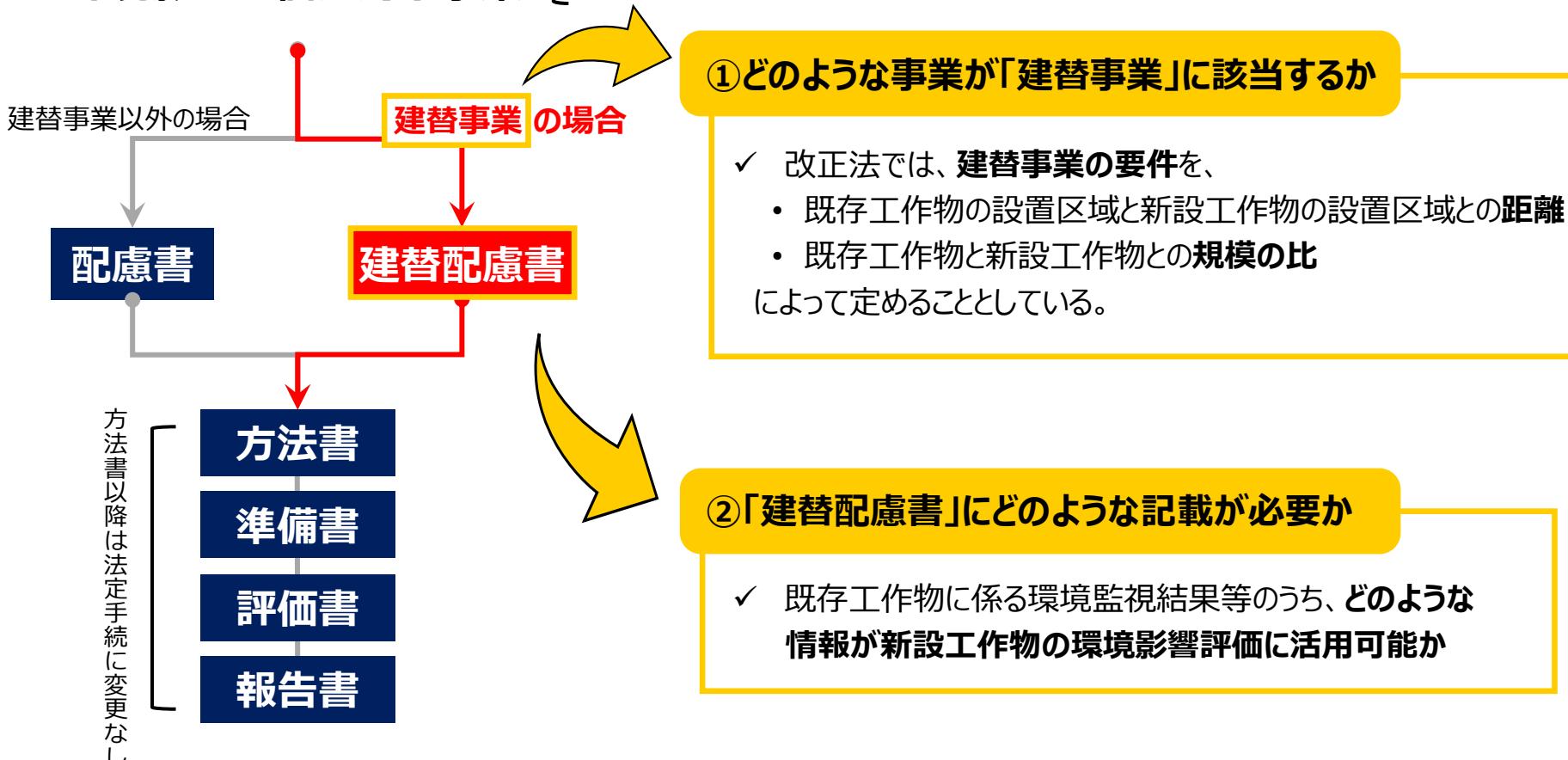
議論の対象について

- 改正法の施行に向けては、以下2点を整理する必要がある。

① 「建替事業」の要件

② 「建替配慮書」の記載内容

環境影響評価法対象事業 第一種事業：配慮書or建替配慮書の手続が**必須**
第二種事業：配慮書or建替配慮書の手續が**任意**



配慮書とは

- 配慮書手続は、事業の枠組みが決定する前の事業計画の検討段階において環境配慮を行うもの。
- 事業の位置や規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことで、事業計画の検討の早期の段階において、柔軟な計画変更により重大な環境影響の回避・低減を図ることが目的。

配慮書

計画段階配慮事項の検討

方法書

評価項目・手法の選定

(調査・予測・評価の実施)

準備書

環境影響評価結果の公表

評価書

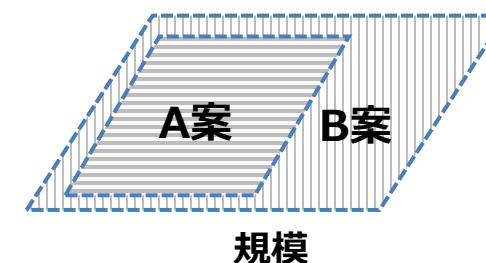
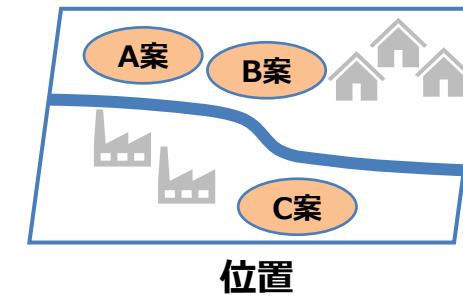
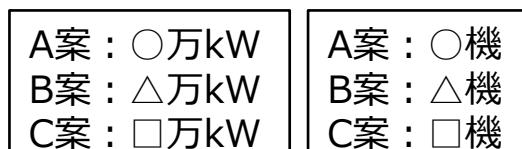
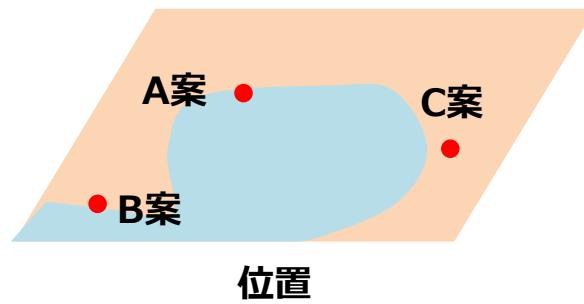
環境影響評価結果の修正・確定

報告書

環境保全措置等の結果の報告・公表

現行の配慮書の記載事項

- 計画段階配慮事項の検討に当たっては、事業に係る位置・規模又は構造物等の構造・配置に関する適切な**複数案**を設定することを基本とする。
 - 事業目的が達成可能な事業、施策又はそれらの組合せで、現実的に実施可能な案
※事業目的が達成されない案や現実的には不可能な案を含めてまで複数案を設定する必要はない。
- 計画段階配慮は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置・規模又は配置・構造に関して**複数案から1案に絞り込むプロセスの1つとして環境面の検討を行うものである**。このため、計画段階配慮は位置・規模又は配置・構造の複数案を検討する段階で実施することが望ましい。



点的事業における位置、規模の複数案の椝討のイメージ*

面的事業における位置、規模の複数案の椝討のイメージ*

*計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成25年3月 環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）より作成

建替事業の特色

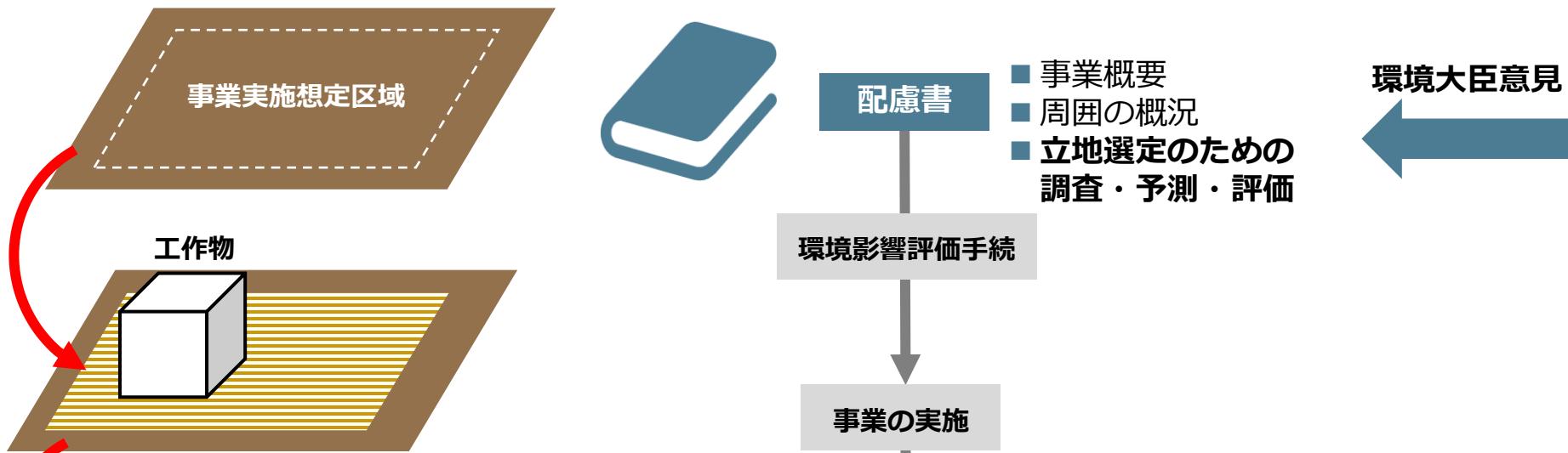
- 建替え前後で工作物の位置や規模が大きく変わらない場合は、既存工作物についての環境監視結果等を新設工作物の環境影響評価に有効活用することができる。
- 環境監視等の結果により、既存工作物による環境負荷の程度が低いと判断できた場合には、位置・規模が類似する新設工作物によっても、重大な環境負荷が生じないと判断できる場合があると考えられる。
- 建替え後に著しい環境負荷が生ずる懸念がある場合は、従来と同様、厳しい大臣意見を述べることとなる。

手続段階	通常の事業 (建替事業以外の事業)	建替事業
配慮書	新設事業 又は 位置・規模が大きく異なる建替え 活用可能な実測データに乏しい	建替え前後で位置・規模が類似 既存工作物の環境監視結果等を活用可能
	位置・規模等に係る複数案の検討	近接地であることは前提としつつ、 既存工作物の環境監視結果等の精査
		環境保全上の見地から環境大臣が意見を述べることが可能
方法書	調査・予測・評価の手法・項目選定	
準備書	調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果	
評価書	準備書の内容の見直し（環境影響評価結果の修正）	
報告書	事後調査、環境保全対策の状況	

建替配慮書の制度趣旨

- 建替事業の場合には、**位置や規模が大きく変わらないため**、新設工作物と同等の調査・予測・評価ではなく、より簡易に重大な環境影響がないかどうかを判断することが可能。

通常の事業の環境影響評価手続



建替事業の環境影響評価手続

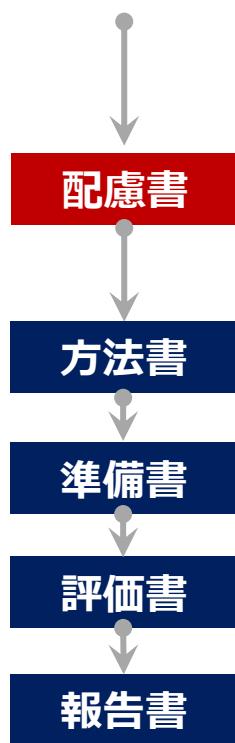


- 事業概要
- 既存データの活用

建替配慮書を含む環境影響評価手続

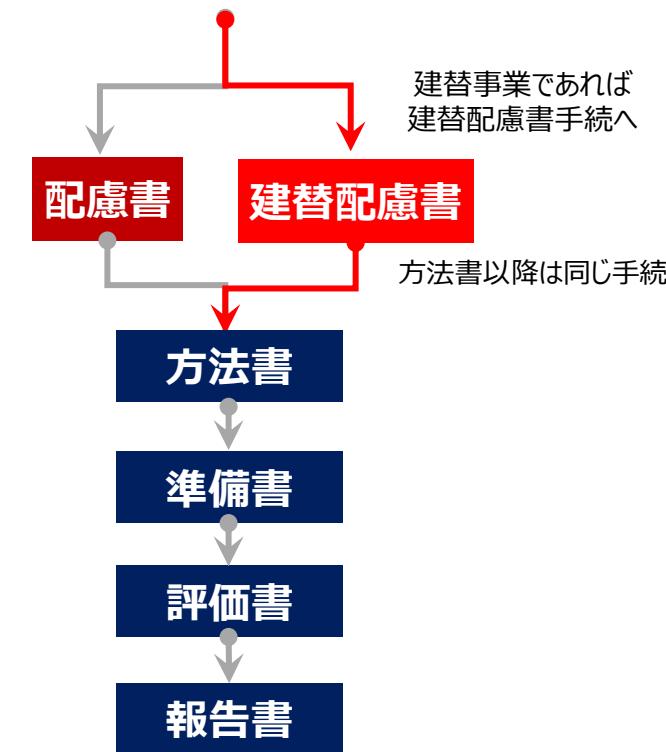
- 環境影響評価法における建替事業に該当する場合、必ず建替配慮書手続を経ることになる。
- 建替配慮書の場合も、環境大臣は環境の保全の見地からの意見を述べることとされている。
- 方法書以降は、通常の環境影響評価手続を実施することになる。

環境影響評価法対象事業*



改正環境影響評価法
施行後

環境影響評価法対象事業*



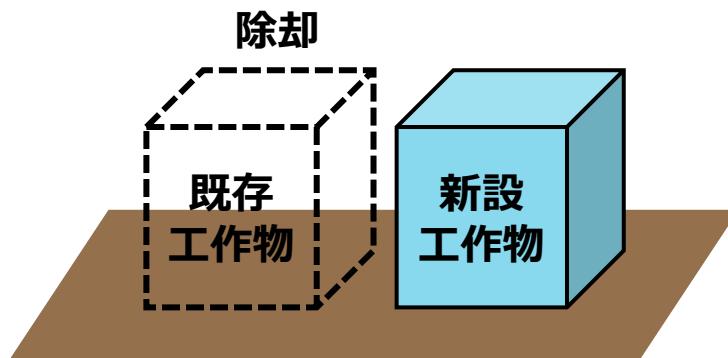
*環境影響評価法の対象事業のうち規模要件を満たすもの。

今回の法改正により、対象事業そのものや対象となる規模要件は変更されていない。

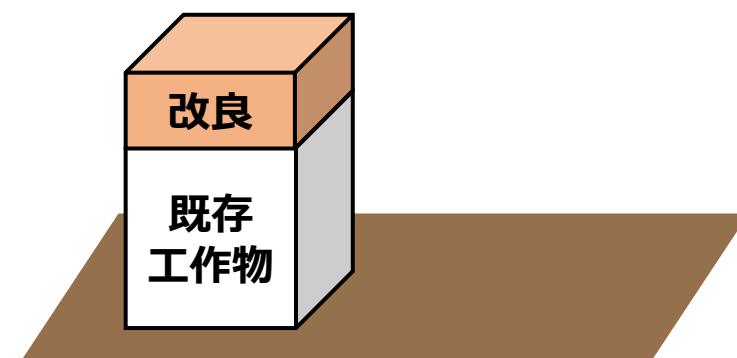
建替事業のイメージ

- 建替事業は、既存工作物の除却、又はその使用の廃止が必要となる。
- 改良するなどして既存工作物を継続的に利用し続ける事業は建替事業には該当しない。

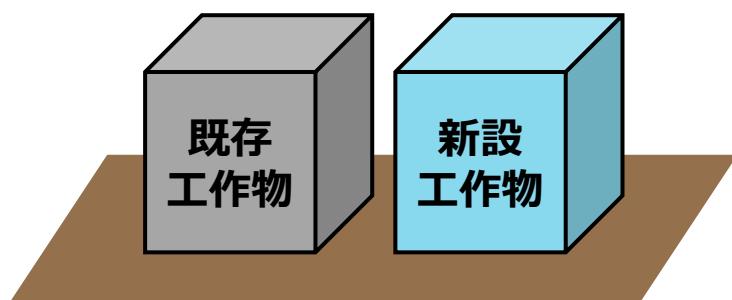
建替事業



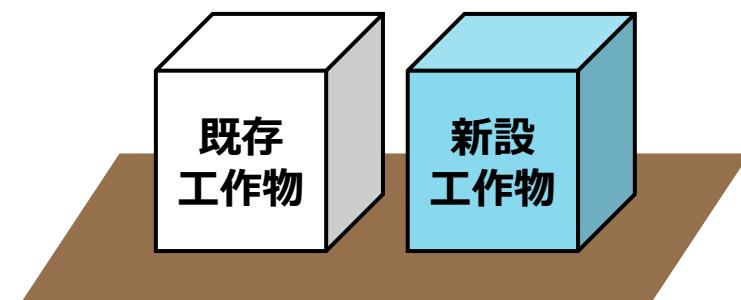
建替事業には該当しないもの



使用の廃止

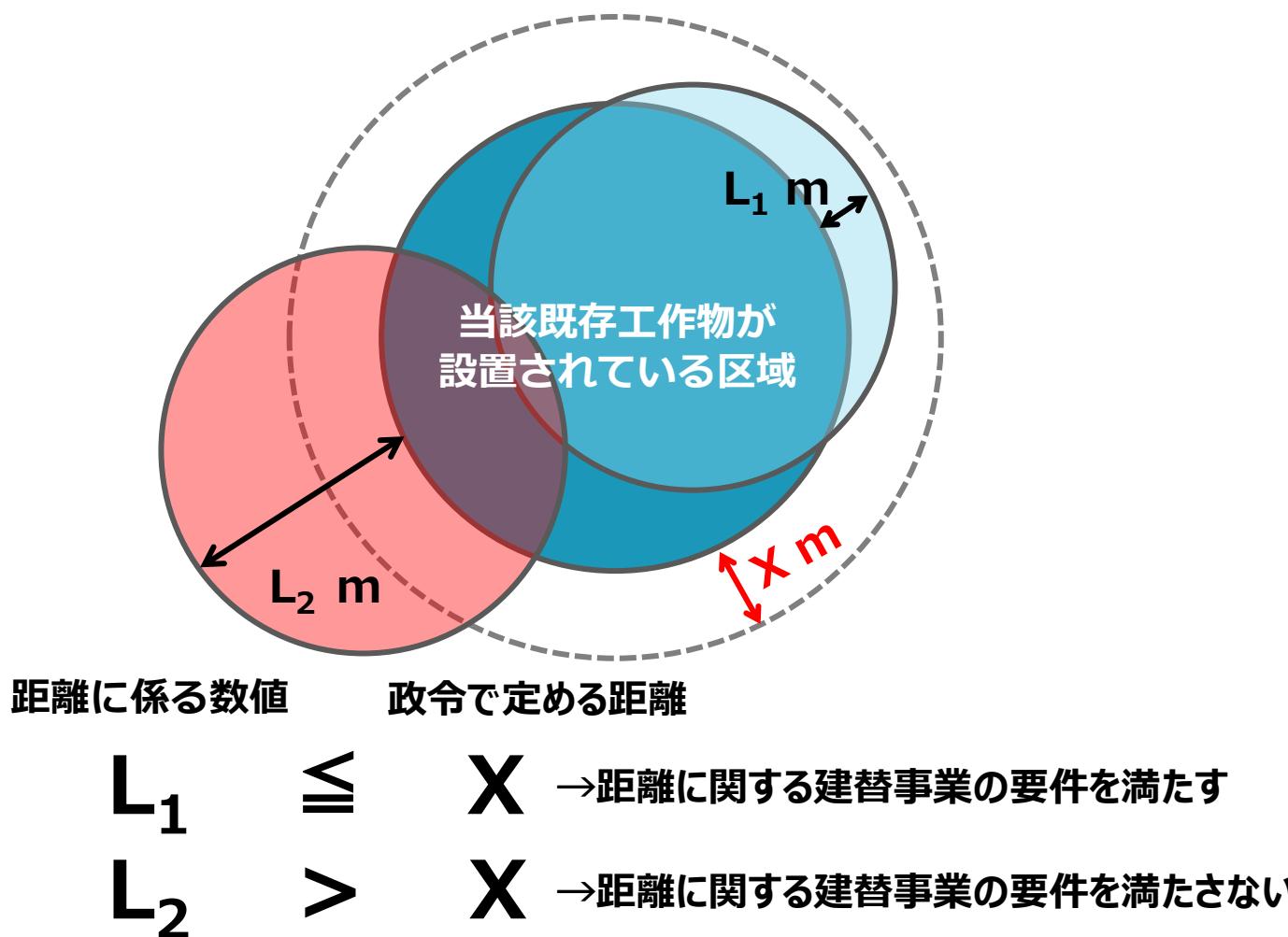


廃止せず利用



建替事業の適用要件（距離）

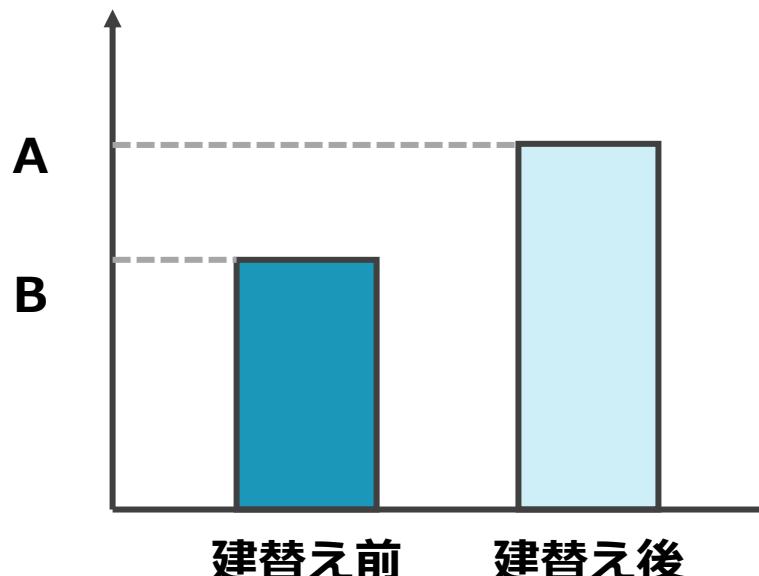
- 既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離のイメージは以下のとおり。
例：発電所であれば既存施設の敷地の境界等が考えられる



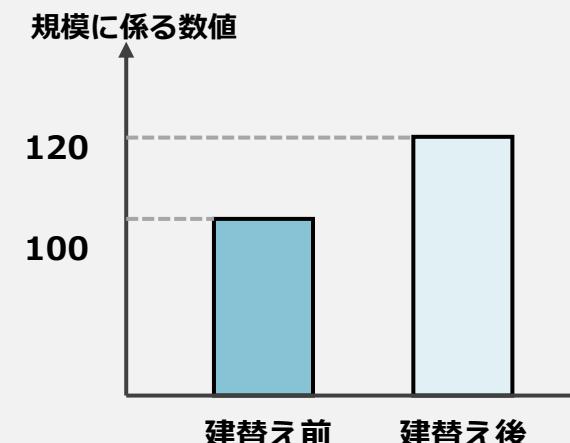
建替事業の適用要件（規模の比）

- **工作物の規模に係る数値**の既存工作物の規模に係る数値に対する比のイメージは以下のとおり。
 - 例：発電所であれば発電出力（kW）等が考えられる

規模に係る数値



(具体例)



この場合、規模に関する比は
 $120/100=1.2$ となる。

規模に係る数値

$$\begin{array}{c}
 A / B \leq Y \\
 A / B > Y
 \end{array}$$

政令で定める比

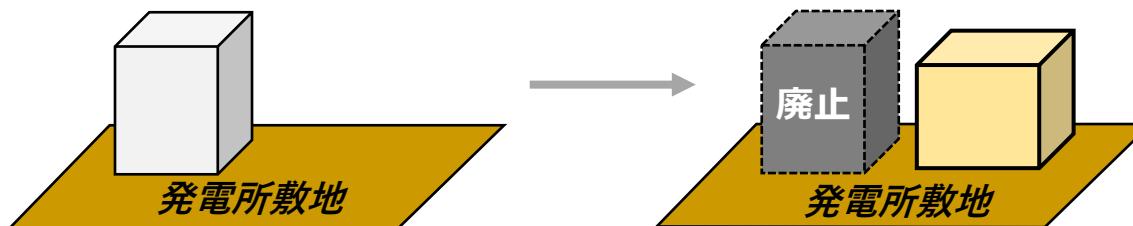
→規模の比に関する建替事業の要件を満たす

→規模の比に関する建替事業の要件を満たさない

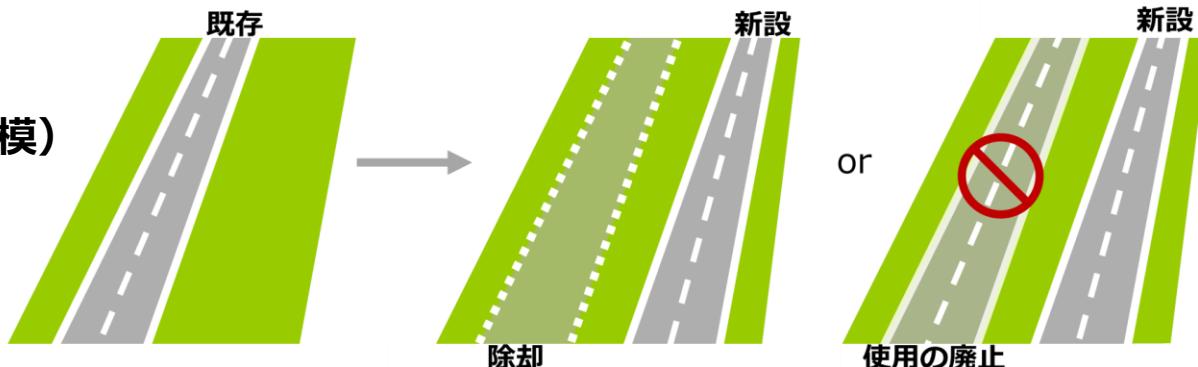
建替事業の実施が想定される事業種

- 環境影響評価法は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業種を対象としている。
- 対象事業のうち、**発電事業においては、既存の発電所・発電設備を除却又は廃止し新たに設置する（以下「建替え」という。）事業がこれまで多数実施されてきている。**
- 一方で、発電事業以外の法対象事業種（道路、河川工事、鉄道、飛行場、廃棄物最終処分場及び面的整備事業）においては、老朽化等により一部をメンテナンスして長寿命化を図ることはあるものの、既設工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設した事業について環境影響評価法に基づく手続が行われた実績はない。

実績ありの例：発電事業 (火力の場合)



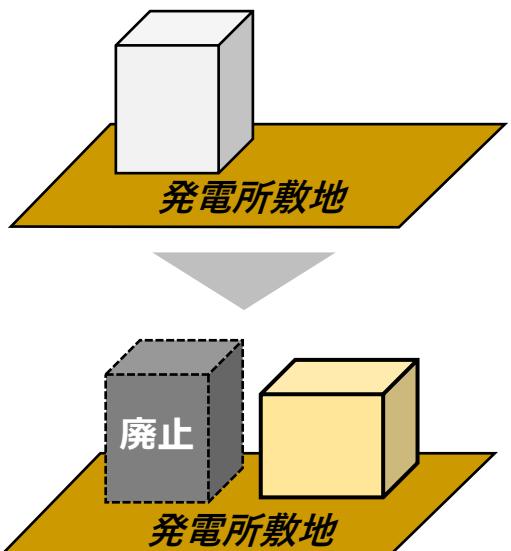
実績なしの例：道路事業 (法対象となる規模)



発電所事業の建替実績

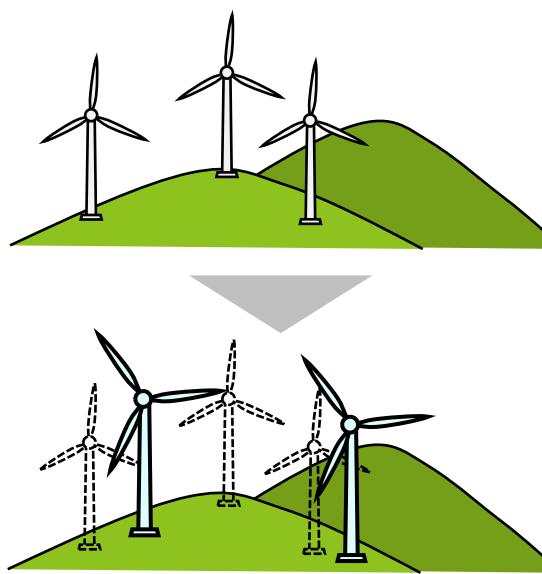
- 令和7年3月末までに評価書が確定した事業において、建替えが実施されたのは**火力発電・風力発電・地熱発電**の3つであると考えられる。

火力発電所



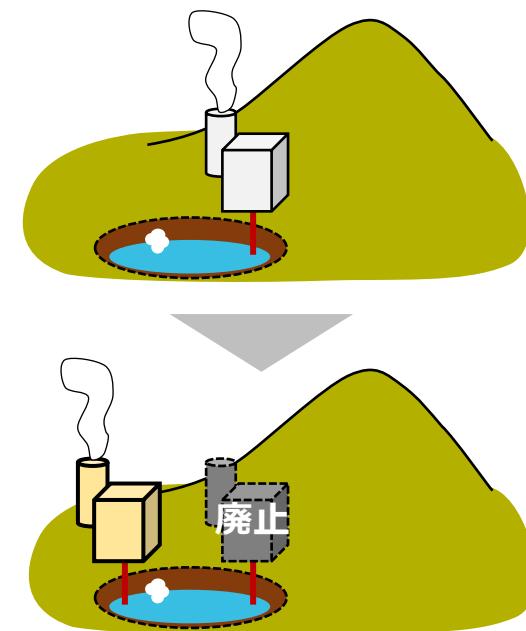
24事例

風力発電所



19事例

地熱発電所



3事例

建替事業の適用要件を定めるにあたって

- 建替え前の事業と建替え後の事業において、「距離や規模が大きく変わらない」とはどういうことか検討するにあたっては、環境影響評価法における環境影響評価手続において、評価書の公告後、事業の着手に至るまでに事業目的・内容の変更をした場合に手続の再実施を要しない要件（軽微変更要件）を参考にできると考えられる。
- 建替事業の適用要件（距離及び規模の比）を定めるにあたっては、軽微変更要件を参考にするとともに、これまで建替えの実績があり、今後も建替えが想定される火力発電、風力発電、地熱発電については、建替え前後の距離や規模、環境影響の変化等を踏まえながら検討を進めることとしたい。

参考

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄） (対象事業の実施の制限)

第三十一条（略）

2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更に該当するときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3・4（略）

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄） (法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更等)

第十三条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（中略）とする。

2（略）

※法第28条の規定においても、方法書の公告から評価書の公告までの間に事業内容の修正をした場合にも同様の趣旨が記載されているが、評価書の公告後に事業内容の変更を認めることは、環境影響評価手続の最終成果物である評価書に記載された内容と異なった内容で事業を実施することを認めることになるため、評価書の公告前の修正より限定されたものしか認められるべきではないという考え方のもと、事業の諸元が多く設定されたり、手続の再実施を不要とする基準がより厳しくされている。

火力発電所の建替えについて（実績）

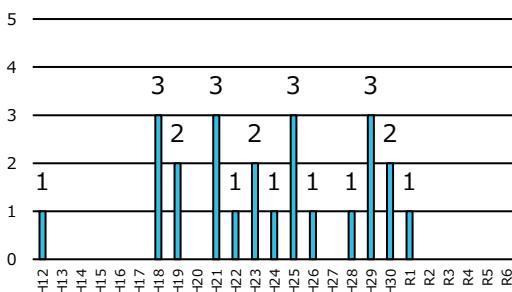
- 環境影響評価法に基づく手続を実施した火力発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定した24件を対象にした。
- 特徴：①出力50万kW未満の事業が約半数を占める。
②すべての号機を建て替えるのではなく、一部の号機を建て替える事業が多い。

（参考）火力発電所に係る軽微変更要件（距離・規模に係るもの）

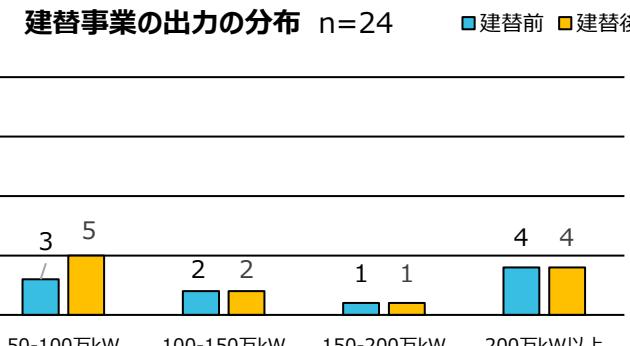
事業区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
火力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	(略)	
	放水口の位置	放水口が百メートル以上移動しないこと。

＜実績の整理＞

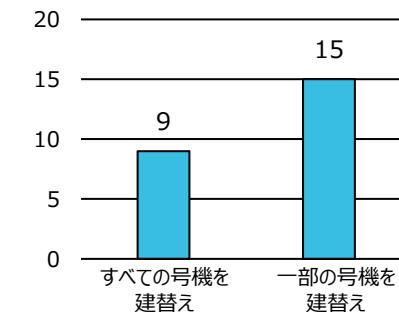
年度別評価書確定件数 n=24



建替え事業の出力の分布 n=24



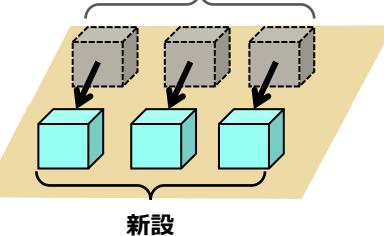
建替えの状況 n=24



「すべての号機を建替え」のイメージ



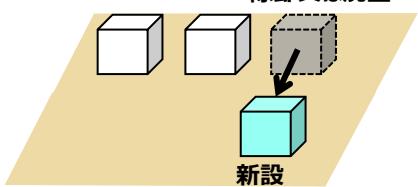
「一部の号機を建替え」のイメージ



「一部の号機を建替え」のイメージ



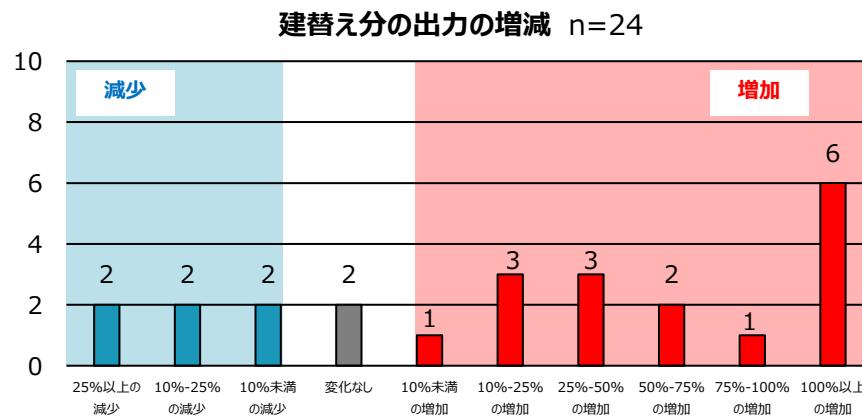
「除却又は廃止」



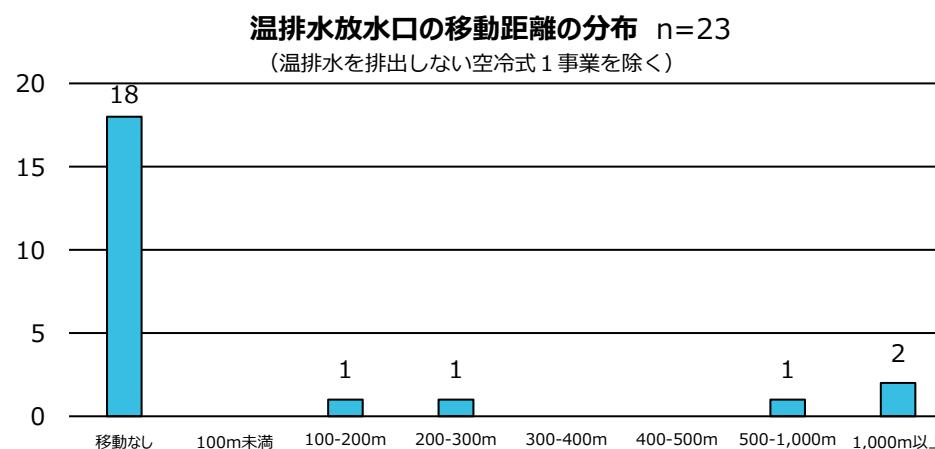
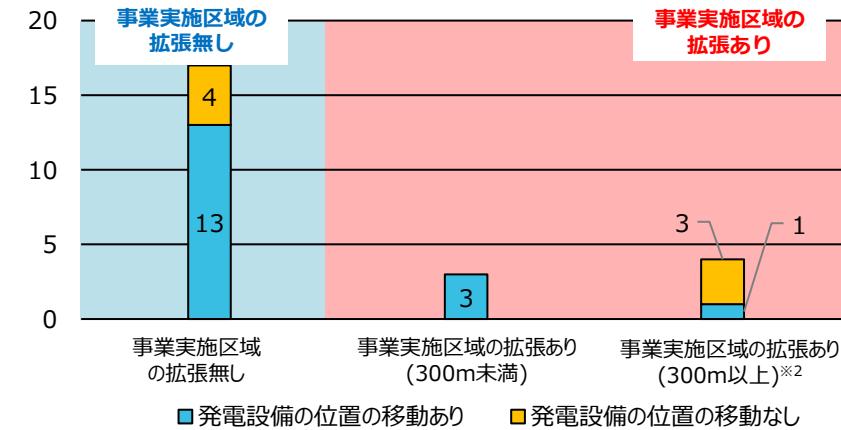
火力発電所の建替えについて（建替えの前後比較）

- 16事業で建替え後の出力が増加しており、うち6事業は100%以上の増加があった。
- 18事業で温排水の放水口の移動はなかった。

＜実績の整理＞



事業実施区域^{※1}の変更と発電設備の移動 n=24



※1 既設発電所の敷地を建替前の事業実施区域とみなし、建替事業の事業実施区域と比較を行った。

※2 「事業実施区域の拡張あり(300m以上)」のうち発電設備の移動のない3事業については、ガス管、パイプライン、最終処分場の設置により事業実施区域が拡張される。

風力発電所の建替えについて（実績）

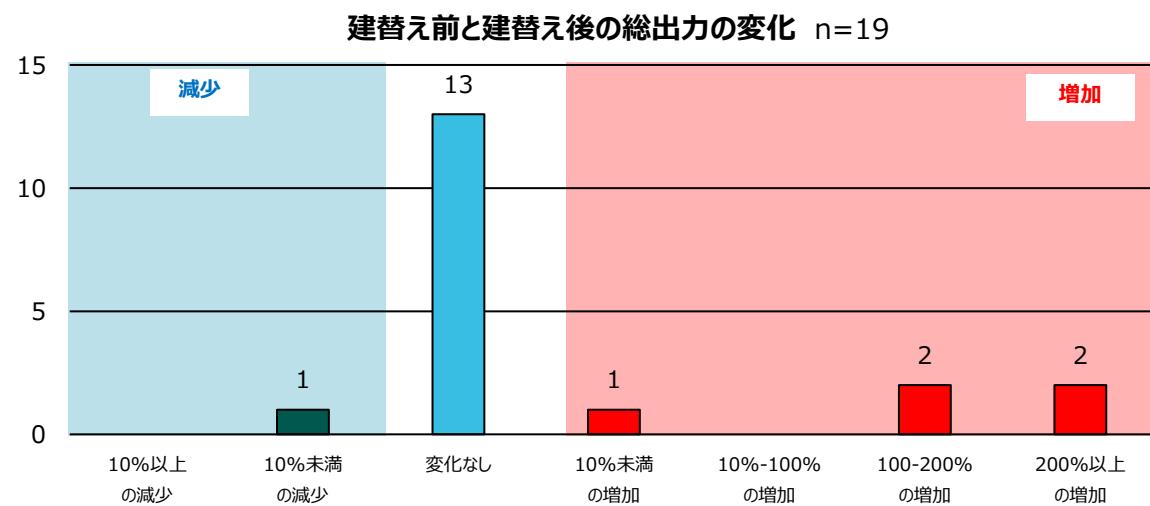
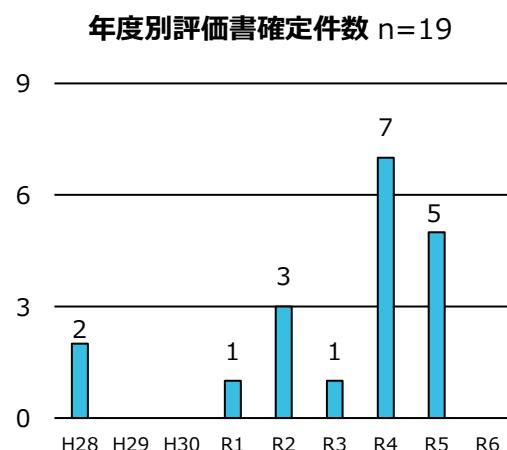
- 環境影響評価法に基づく手続を実施した風力発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定した19件（※）を対象とした。
- 建替え前と建替え後の総出力が大きく変化しない事業が多い。

（※）平成24年10月から令和3年10月までは風力発電事業の第一種事業の規模要件は1万kW以上。

（参考）風力発電所に係る軽微変更要件

事業区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
風力	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。

＜実績の整理＞

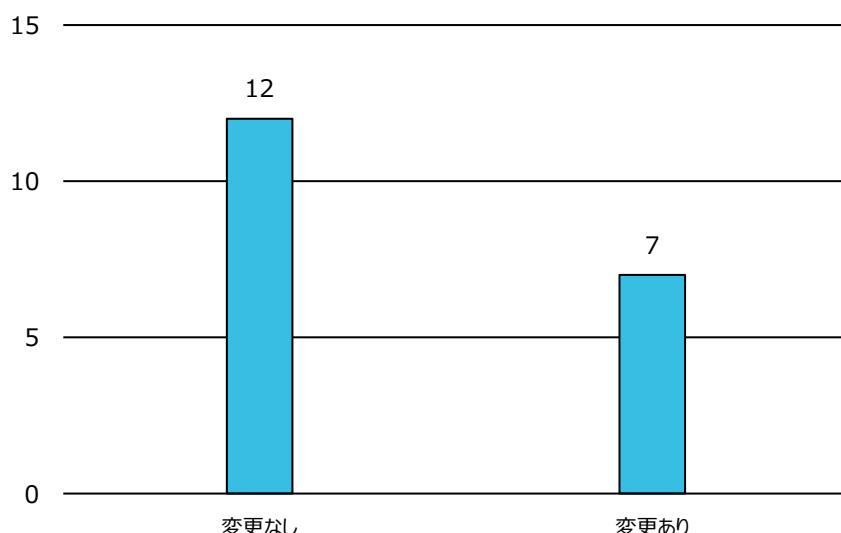


風力発電所の建替えについて（建替えの前後比較）

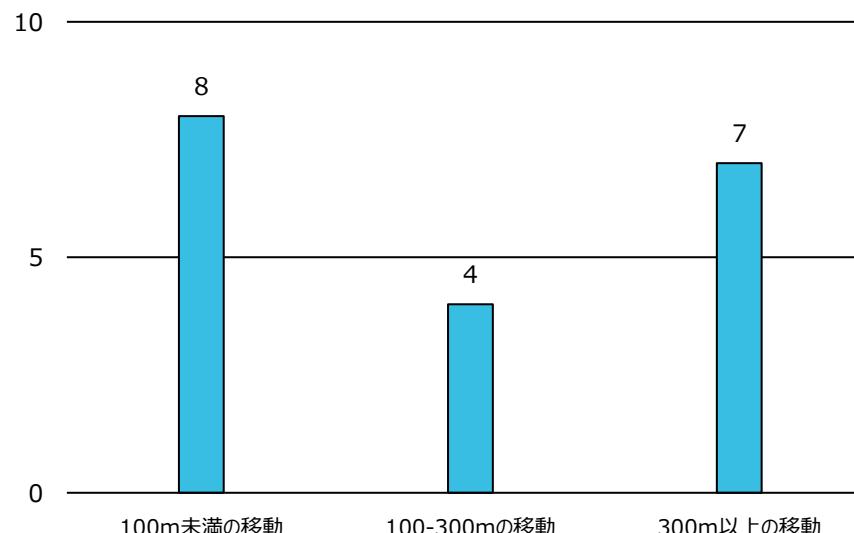
- 建替え前と建替え後の事業区域は大きく変化しないことが多いが、11事業は風車位置が100m以上移動している。うち1事業は事業区域が約2km離れた場所に移動した。

＜実績の整理＞

300m以上の事業区域の変更 n=19



事業ごとの風車の移動距離 n=19



※建替え後の風車が建替え前の風車位置から300m未満の場合を
「変更なし」、300m以上離隔している場合を「変更有り」とした。

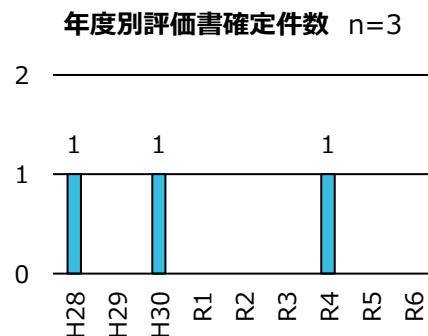
地熱発電所の建替えについて（実績と建替えの前後比較）

- 環境影響評価法に基づく手続を実施した地熱発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定した3件を対象とした。
- 出力については、1事業が増加し、2事業が減少した。
- 発電設備の建替えについて、すべての事業で既存の発電所敷地内の建替えが行われている。
- 生産井及び還元井について、2事業は既設の流用により位置の変化はなく、1事業は新規掘削により移動があった。

（参考）地熱発電所に係る軽微変更要件（距離・規模に係るもの）

事業区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
地熱	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	(略)	
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。

＜実績の整理＞



	出力の増減率	発電設備設置のための敷地拡張	100m以上の蒸気井の移動	100m以上の還元井の移動	その他
A発電所	16%増	なし	なし	なし	搬入路の新設あり
B発電所	1%減	なし	あり	あり	
C発電所	36%減	なし	なし	なし	

配慮書の記載内容（通常の事業の場合）

- 環境省が定める「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」に基づき定められる主務省令（※）等を踏まえ、配慮書は作成されている。
- 一般的な発電所の配慮書の記載内容は以下の通り。なお具体的な計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価については、事業種・地域特性に応じて実施されている。

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 第一種事業の目的及び内容

2-1 第一種事業の目的

2-2 第一種事業の内容

- (1) 第一種事業の名称
- (2) 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積
- (3) 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項
- (4) 第一種事業により設置又は変更される発電所の原動力の種類

- (5) 第一種事業により設置又は変更される発電所の出力
- (6) 第一種事業により設置又は変更される発電所の設備の配置計画の概要
- (7) 第一種事業に係る工事の実施に係る期間および工程計画の概要
- (8) その他の事項

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3-1 自然的状況

- (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況
- (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況
- (3) 土壤及び地盤の状況
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (7) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (7) 一般環境中の放射性物質の状況

3-2 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備状況
- (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (8) その他第一種事業に関する事項

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

- (1) 計画段階配慮事項の選定の結果
- (2) 調査、予測及び評価の手法
- (3) 調査、予測及び評価の結果
- (4) 総合的な評価

計画段階配慮事項の例

- 火力発電**：大気質（窒素酸化物）、景観
- 風力発電**：騒音及び超低周波音、風車の影、動物（陸域）、植物、生態系、景観
- 地熱発電**：動物、植物、生態系、景観

（※）発電事業の場合、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」により示されている。

第5章 その他

建替配慮書の記載事項

- 建替配慮書では、通常の配慮書と大きく異なり、「**当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容**」を記載することとしている。
- 「当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容」は、既に実施されている建替え前の事業において、既存工作物による環境への影響に関して実施した事後調査や環境監視の結果等を有効活用することで、**既存事業の環境影響を踏まえた具体的な環境配慮を整理することができる**と考えられる。
- 火力発電、風力発電、地熱発電に関して、既に実施している事業についてはそれぞれの事業の特徴に応じた事後調査や環境監視が実施されることが一般的である。

〈配慮書と建替配慮書の記載内容〉

記載事項	配慮書	建替配慮書
①	第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
②	第一種事業の目的及び内容	
③	事業実施想定区域及びその周囲の概況	事業実施想定区域
④	計画段階配慮事項ごとに 調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容
⑤	その他環境省令で定める事項	

〈発電事業において一般的に行われる事後調査や環境監視の内容〉

火力発電所 地元自治体との環境保全協定等により、大気等の環境監視が行われることが多い。

風力発電所 鳥類への影響等についての事後調査が行われることが多い。

地熱発電所 温泉モニタリングを含む定期的な環境監視が行われることが多い。

既存のリプレースに関するガイドラインについて（概要）



■ 火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン

（平成24年3月（平成25年3月改訂）環境省）

- リプレース後の事業で環境負荷の低減が図られる「改善リプレース」であり、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所敷地内又は隣接地に限定される等により**土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業を対象**としたもの。
- 平成25年の改訂において配慮書手続を含めた合理化について追記され、**リプレース前の事業における既存調査結果等を配慮書段階から活用することにより、以降の手続における環境影響評価の項目及び手法の選定（スコーピング）を合理化するための考え方**について示している。

■ 風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン（令和2年4月 環境省）

- 風力発電所のリプレース事業は、出力が増加又はリプレース前と同程度、風車の基数が増加・減少又は同程度など、様々なパターンが想定されるため、**リプレース前と概ね同様な区域において、出力が概ね同程度のものを対象**としたもの。（風力発電所における軽微な変更の要件を参考に想定）
- **リプレース前の風力発電所の環境影響に関する情報について配慮書や方法書などで明らかにすること**で、**環境影響評価の項目及び手法の選定（スコーピング）を合理化するための考え方**について示している。

既存のリプレースに関するガイドラインについて（対象事業の考え方）

■ 火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン

- **区域の考え方**：具体的に想定した数値の規定ではなく、**事業実施区域が既存の発電所の敷地内又は隣接地に限定される**。

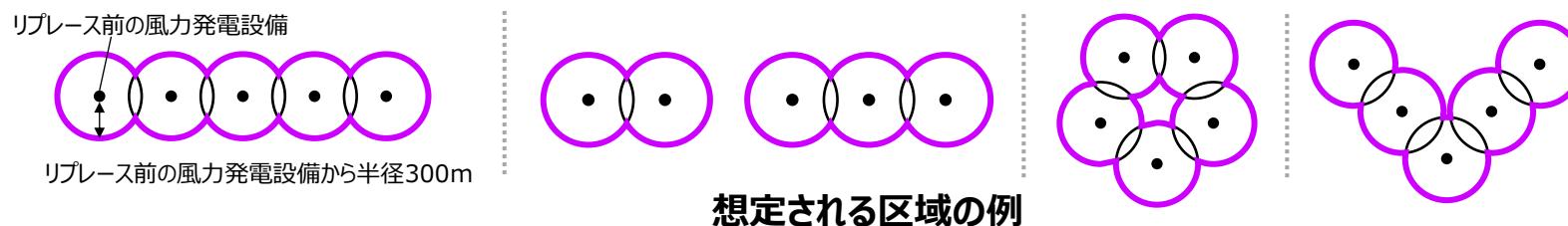
共同火力事業者や自家発電設備を設置する事業者においては、既存の事業地内（例えば、製鉄所の敷地内等）に限定される場合などが候補となり得る。また、既存の発電所敷地の隣接地（他社工場跡地等）が、空地の場合等の土地改变等による環境影響が限定的な場合も候補となり得る。

- **規模の考え方**：具体的に想定した数値の規定ではなく、**改善リプレースであることが条件**となる。
(出力)

改善リプレースとは、リプレース後に、発電所からの温室効果ガス排出量、大気汚染物質排出量、水質汚濁物質排出量及び温排水排出熱量の低減が図られる（温室効果ガス排出量以外の項目については現状非悪化となる場合も含む。）事業を指す。

■ 風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン

- **区域の考え方**：リプレース後の風力発電設備（タワー部分）が、**リプレース前の風力発電設備（タワー部分）から300m以内の範囲**であるもの。



- **規模の考え方**：リプレース後の風力発電所の出力が、**リプレース前の出力から10%以上増加しないもの**。（区域・規模ともに風力発電所における軽微な変更の要件に合致）
(出力)

「既存工作物が設置されている区域」について

- 改正法において、「既存工作物」とは法が対象としている事業種に係る工作物であることから、火力発電事業／風力発電事業／地熱発電事業における既存工作物は「事業用電気工作物であって発電用のもの」である。

○環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

第二条第2項第1号（略）

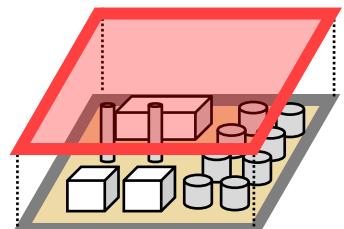
ホ 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業

- 他方、ガスタンクや、貯水池、アクセス道路等の付帯設備や関連施設については、発電事業に係る環境影響評価の対象となりうる範囲だが、これらは「事業用電気工作物であって発電用のもの」ではない。
- 建替配慮書手続の円滑な運用に当たっては、「既存工作物が設置されている区域」について、各事業の特徴を踏まえた明瞭な考え方を示すことが必要。各発電事業の電気設備の技術基準（柵、塀等の設置）の運用実態を踏まえ、「既存工作物が設置されている区域」を以下のように整理してはどうか。

＜既存工作物が設置されている区域＞※ で示した区域

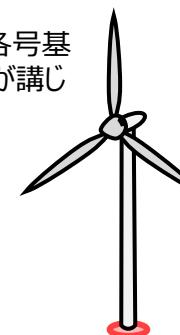
火力発電所 発電所敷地

火力発電事業の場合は、一般的に発電所敷地全体が柵、塀等で囲われており、敷地が明瞭であることから、当該区域を「発電所敷地」と整理。



風力発電所 風車設置位置

風力発電事業の場合は、柵、塀等で囲われた区域は、「風車の各号基ごとの位置」や「風車が建っている区域全体」など事業ごとに様々である。
風力事業に共通の考え方として、各号基において人がみだりに入らない措置が講じられていることから、当該区域を「風車設置位置」と整理。



地熱発電所 発電設備敷地

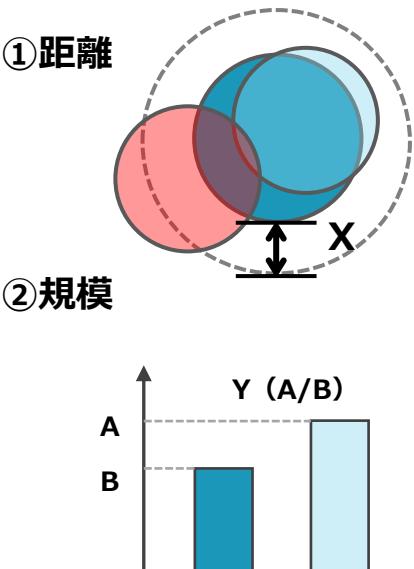
地熱発電事業は、山地での実施が多く、発電所の敷地は複雑な形である。
環境影響評価法の対象となる建替事業はタービン、冷却塔等の更新事業であることから、当該区域をこれらの設備が一体的に設置されている「発電設備敷地」と整理。



建替事業の要件を定める考え方（案）

- 環境影響評価法では**発電事業の規模要件**として出力が設定されていることから、火力発電事業/風力発電事業/地熱発電事業における「規模に係る数値」は出力が該当する。
- 建替事業の要件を定めるに当たっては、既存の環境情報を活用することで配慮書手続を合理化できる程度に建替え前後の事業が類似していることを踏まえる必要がある。
- 建替事業の要件のうち、**政令で定める距離**については、**軽微変更要件**（次頁参照）を参考としてはどうか。
- **規模の比**については、**技術進展**も踏まえ、各事業種の評価書に基づく建替え前後の環境負荷の変化を踏まえた検討を行ってはどうか。

政令で定める数値



考え方（案）

①距離

軽微変更要件のうち、距離に関するものを参考としてはどうか。

②規模

環境負荷（建替え前）

環境負荷（建替え後）

実績等
建替え前の事業

出力（建替え前）

実績等
建替え後の事業

類似の確認

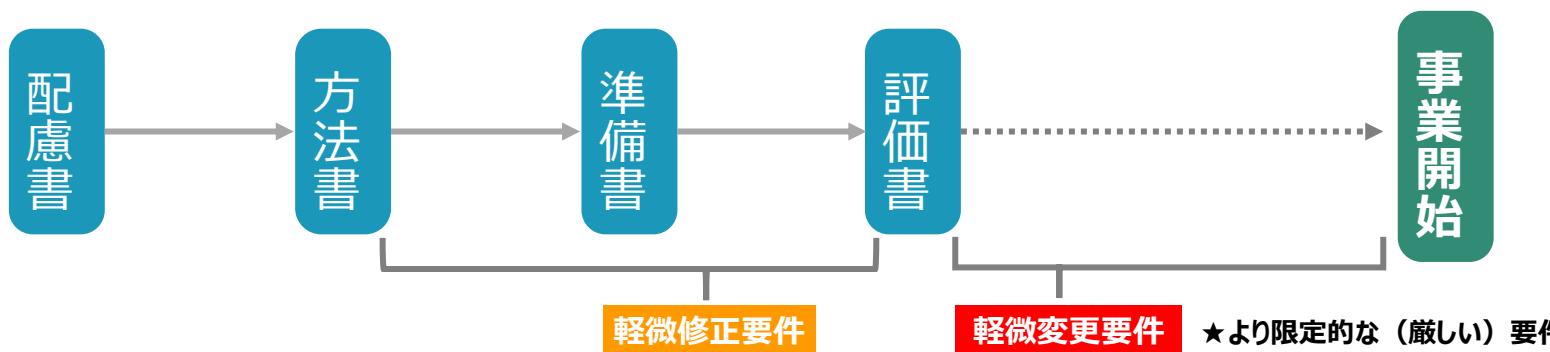
数値の比較

出力（建替え後）

軽微変更要件について

- 環境影響評価法では、評価書の公告後に対象事業の内容を変更する場合に、その変更が政令で定める軽微な変更（以下「軽微変更要件」という。）に該当する場合に限り、方法書からの手続を再度行う必要はないとしている。
- 軽微変更要件では、事業の諸元のうち、変更することによって環境影響が相当な程度を超えて増加する恐れがあるもの（例：事業実施想定区域や出力）について、これまで~~ってきた環境影響評価手続の意味を損ねるほどには大きな環境影響の増加を生じない範囲での事業の内容の変更~~を定めている。
- 改正法における建替事業は、その趣旨を踏まえると、既存事業の環境監視結果等を新設工作物の設置事業に活用して配慮書手続を合理化できる程度に建替え前後の工作物に係る設置場所や規模が類似している必要があるため、建替えの要件の検討に当たっては、軽微変更要件の活用が可能と考えられる。

※法では、方法書から評価書までの間に事業内容を修正する場合に、その修正が政令で定める軽微な修正（以下「軽微修正要件」という。）に該当する場合に限り、方法書からの手続を再度行う必要ないとされている要件も定められているが、評価書公告後に事業内容を変更することは原則として想定されていないことから、軽微変更要件は軽微修正要件と比較して限定的なものとなっている。



（対象事業の実施の制限）

第三十一条（略）

2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更に該当するときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3・4（略）

各建替事業の特徴（火力発電事業）①

- 火力発電の建替実績（※）では、発電設備の位置の変化について3パターンに分類され、以下の（1）及び（2）で約9割を占める。（グラフ1、参考資料6-1参照）

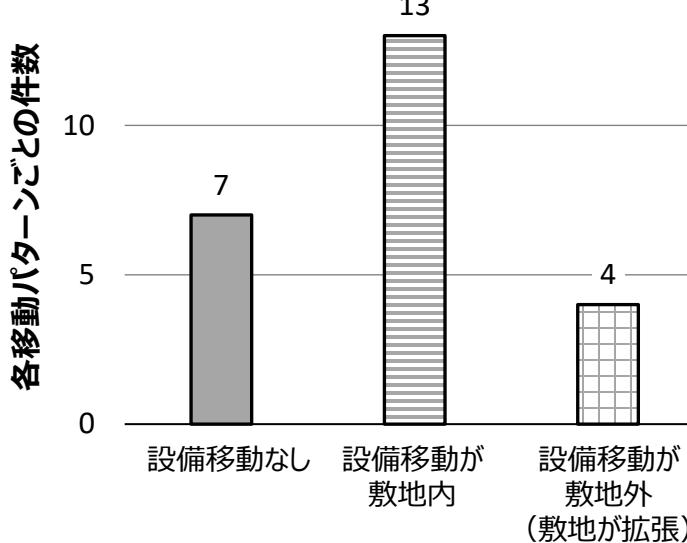
（1）発電設備の位置が変わらないもの。

（2）発電設備の位置が敷地内で移動するもの。

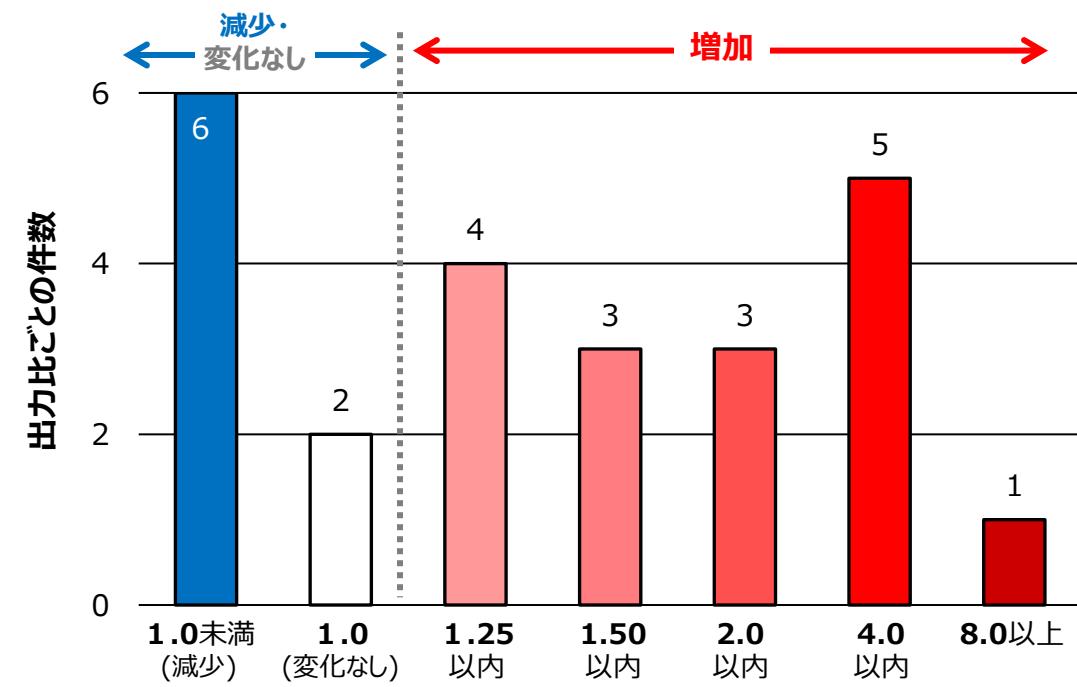
（3）発電設備の位置が敷地外に移動するもの（敷地が拡張するもの）。

- 建替え前後の出力変化は、**6割以上が建替え後に増加**した。（グラフ2）

（※）環境影響評価法に基づく手続を実施した火力発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定した24件。



グラフ1：移動のパターン（火力）



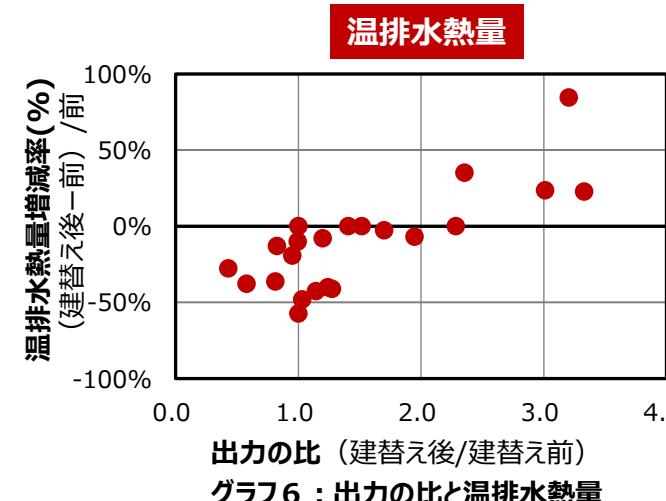
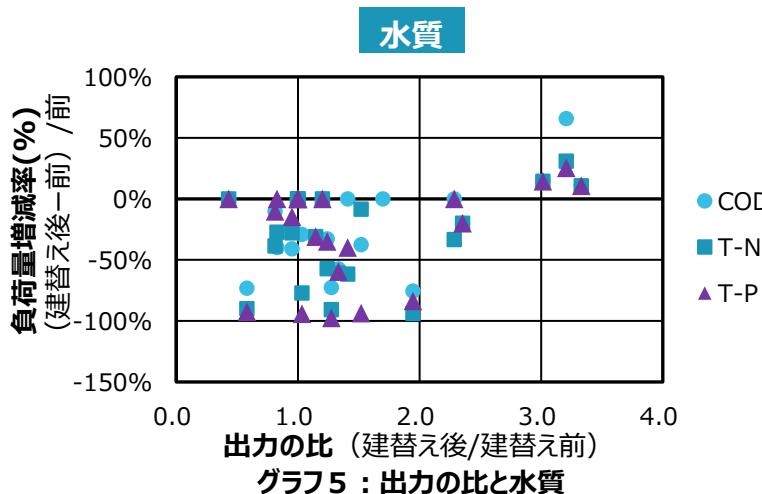
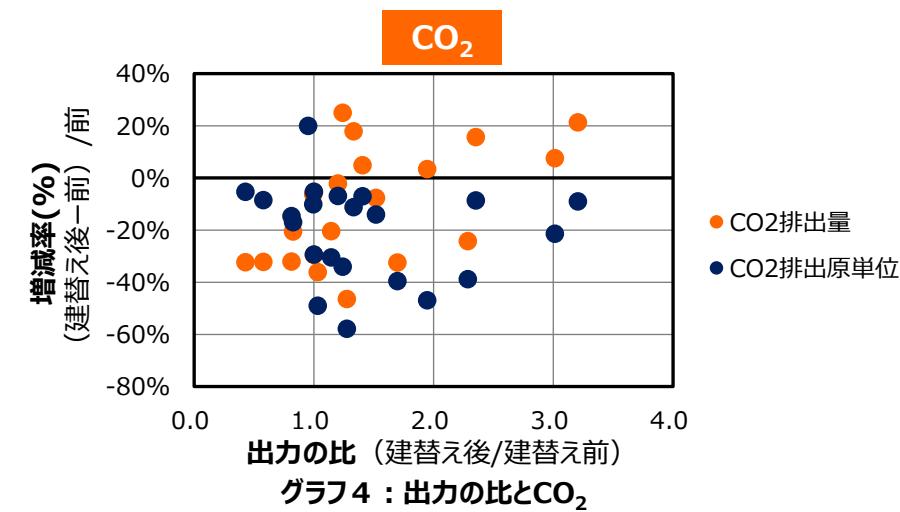
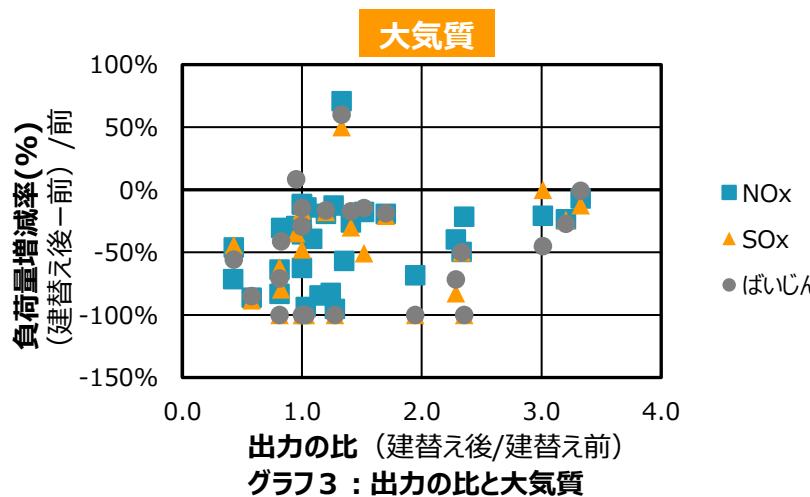
建替え前後の出力比（＝規模に係る数値の比）

グラフ2：建替え前後の出力比の頻度分布（火力）

各建替事業の特徴（火力発電事業）②

- 火力発電事業の建替え前後の環境負荷（大気質、水質、CO₂、温排水）と建替え前後の出力比の関係は、以下のグラフのとおり。

建替え前後の環境負荷の変化（火力発電）



火力発電事業の建替要件の考え方（案）

（距離について）

- 軽微変更要件を参考にしてはどうか。なお、これまでの実績としては、火力発電事業の建替えの多くは発電所敷地内で実施されている。

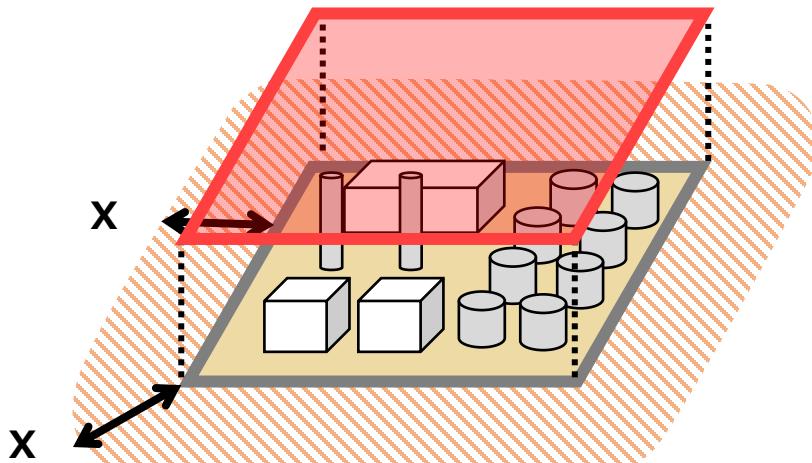
火力発電事業における距離に係る軽微変更要件

変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

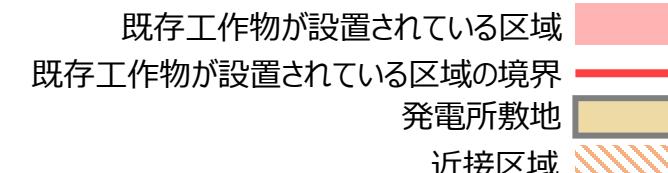
（規模に係る数値の比について）

- 出力比については、出力の増加が大きくなるほど各種環境負荷が大きくなる傾向がみられた。概ね大気質、水質、温排水熱量が建替え前から大幅に変化していないことが確認される値を参考にできるのではないか。

上記考え方を踏まえると、火力発電事業に係る区域・建替要件（案）として、例えば以下が考えられる。



- ・既存工作物が設置されている区域
→ **既存の発電所敷地**
- ・政令で定める距離Xの案 → **300 m**
- ・政令で定める規模に関する比Yの案 → **2.0**

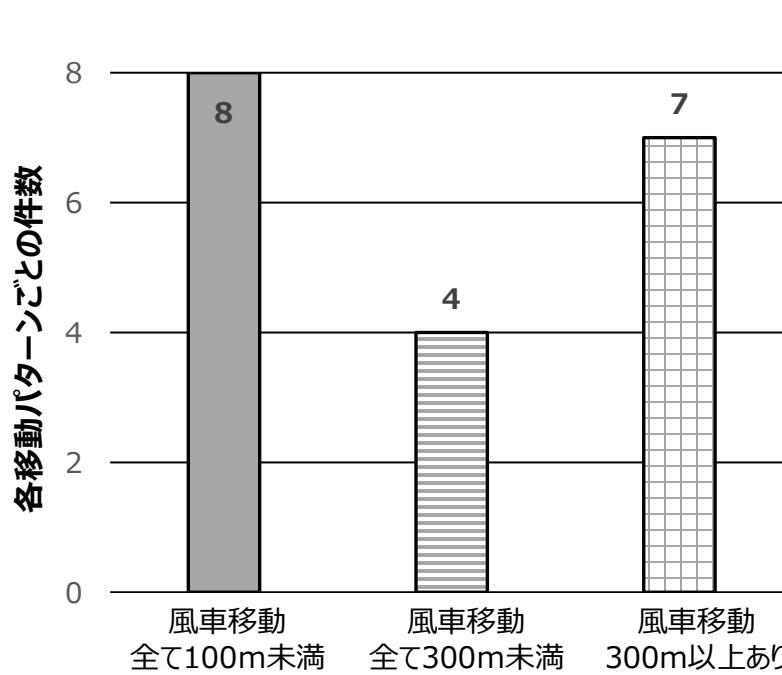


各建替事業の特徴（風力発電事業）①

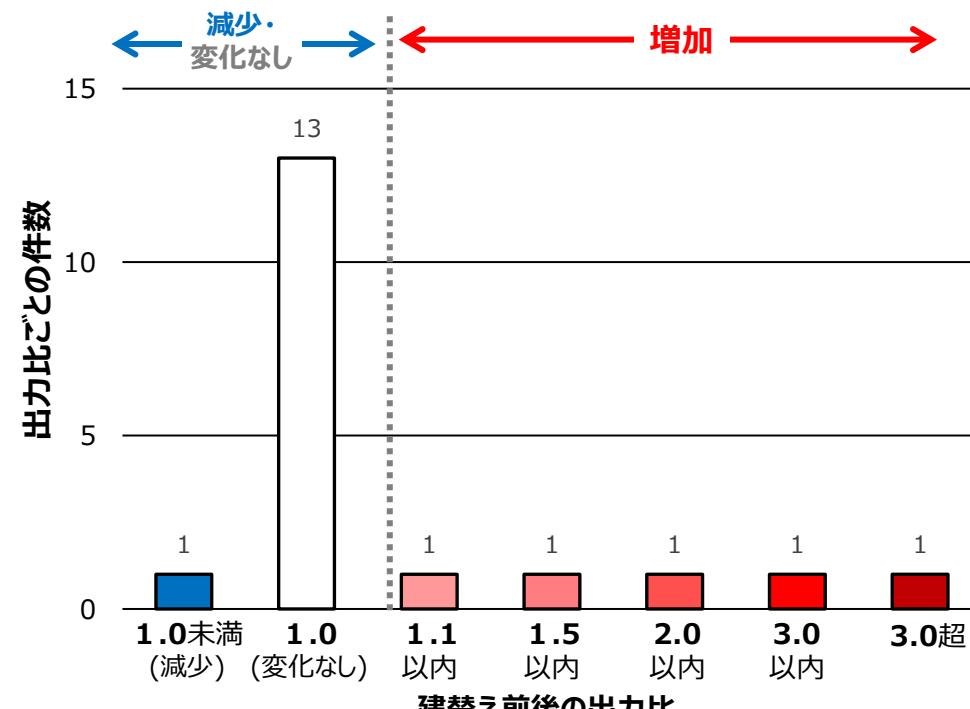
- 風力発電の建替実績（※）では、発電設備の位置変化について以下の3パターンに分類され、以下の（1）及び（2）が6割以上を占める。（グラフ7、参考資料6-2も参照）
 - （1）風車位置の移動が全て100m未満のもの。
 - （2）風車位置の移動が全て300m未満のもの。
 - （3）300m以上の風車位置の移動があるもの。

- 建替え前後の出力変化については、約7割は増減がなかった。（グラフ8）

（※）環境影響評価法に基づく手続を実施した風力発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定した19件。



グラフ7：移動のパターン（風力）

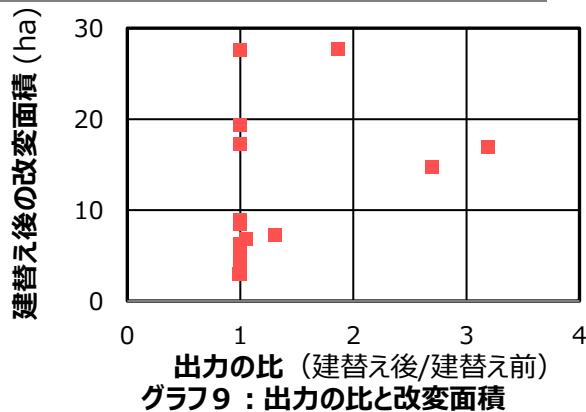


グラフ8：建替え前後の出力比頻度分布

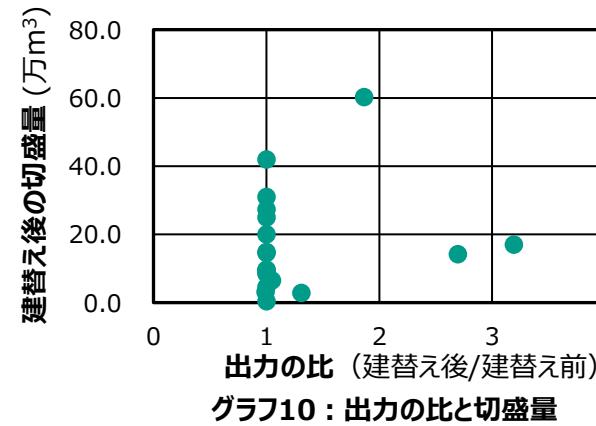
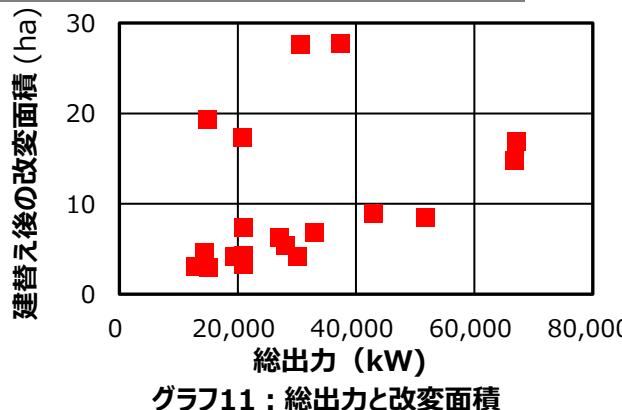
各建替事業の特徴（風力発電事業）②

- 風力発電事業の建替え前後で比較できる定量的な環境負荷として改変面積・切盛量が挙げられるが、改変面積・切盛量ともに出力比との明確な関係は見られなかった。
- 風力発電事業は多くの場合、鳥類等への影響が懸念されるところ、建替え前後の鳥類等への影響の定量化は困難であった。

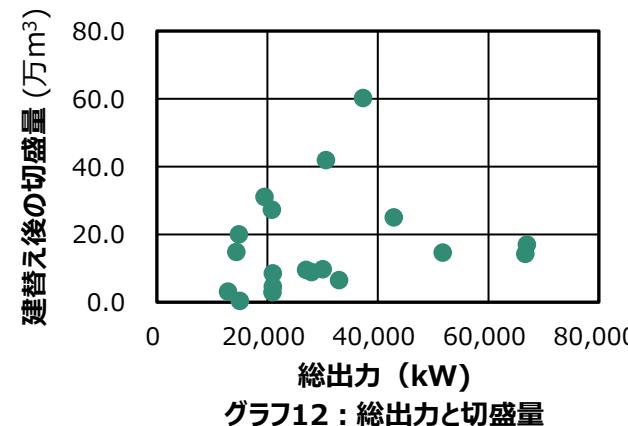
出力比と建替え後の土工量（風力発電）



参考：総出力と建替え後の土工量（風力発電）



グラフ10：出力の比と切盛量



グラフ12：総出力と切盛量

風力発電事業の建替要件の考え方（案）

（距離について）

- 軽微変更要件を参考にしてはどうか。なお、これまでの実績としては、風力発電事業の建替えの多くは、風車位置の移動は300m以内で行われている。

風力発電事業における距離に係る軽微変更要件

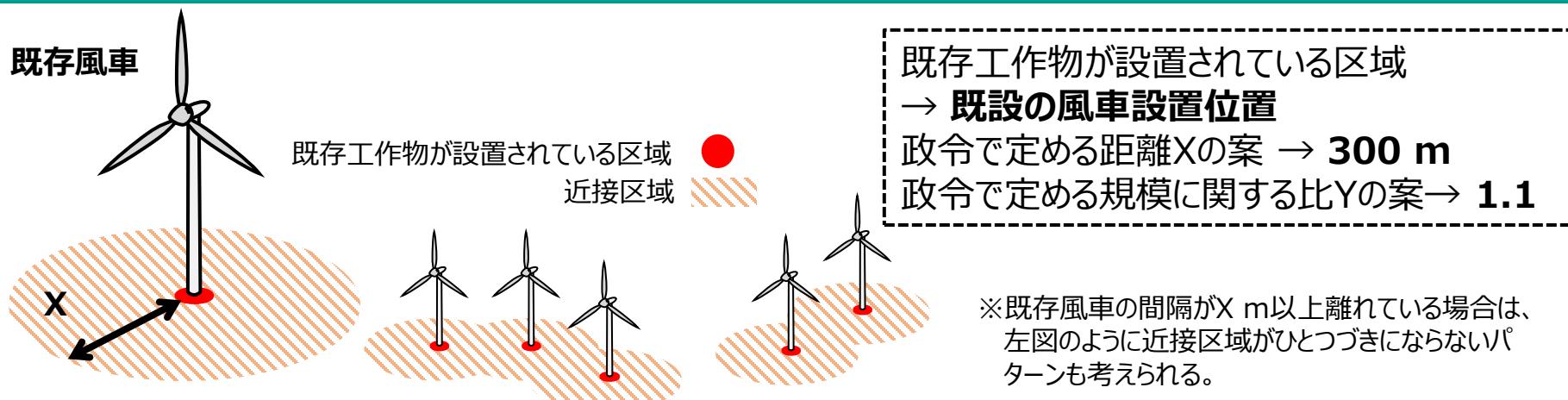
変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

（規模に係る数値の比について）

- 風力発電事業の場合、改変面積、切盛量は出力比との明確な相関がみられず、鳥類等に対する影響と出力の比との関係性の定量化も困難であった。さらに、今後予測される風車の大型化の傾向や、非FITでの売電や系統接続の在り方の変化を踏まえると、今後の建替えの傾向は従前と大きく異なることが想定される。そのため、建替要件の検討に当たっては、規模に係る数値の比についても軽微変更要件を参考にしてはどうか。

風力発電事業における距離に係る軽微変更要件：発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。

上記考え方を踏まえると、風力発電事業に係る区域・建替要件（案）として、例えば以下が考えられる。



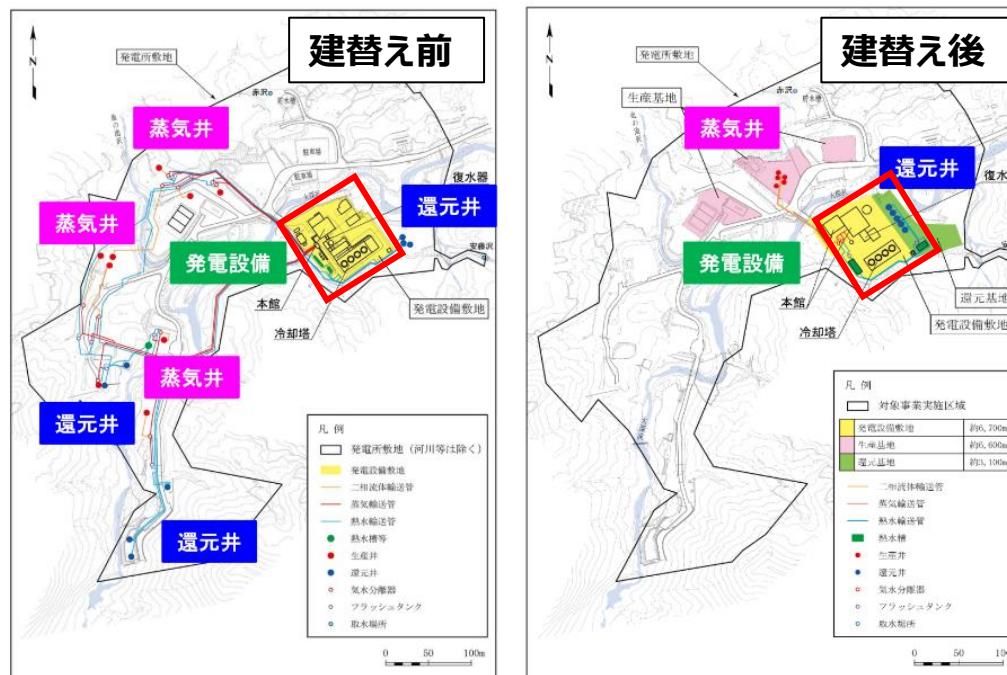
各建替事業の特徴（地熱発電事業）

- 建替えの実績である3件の地熱発電事業を整理すると以下のとおり。
- 特徴として、3事業とも既存の発電設備敷地内又は隣接した区域での建替えが行われている。

事業	出力の比 (有効数字2桁)	発電設備設置のための敷地拡張	100m以上の蒸気井の移動	100m以上の還元井の移動	その他
A事業	1.2	なし	なし	なし	・搬入路の新設あり。 ・発電方式の変更により、蒸気量は変わらず出力は増加。
B事業	1.0	なし	あり	あり	
C事業	0.64	なし	なし	なし	

A事業の建替え位置

第2回検討会 日本地熱協会資料
(参考資料6-3) より



地熱発電事業の建替要件の考え方（案）

（距離について）

- 軽微変更要件を参考にしてはどうか。なお、これまでの実績としては、地熱発電事業の建替えは発電設備敷地内又はその隣接区域で実施されている。

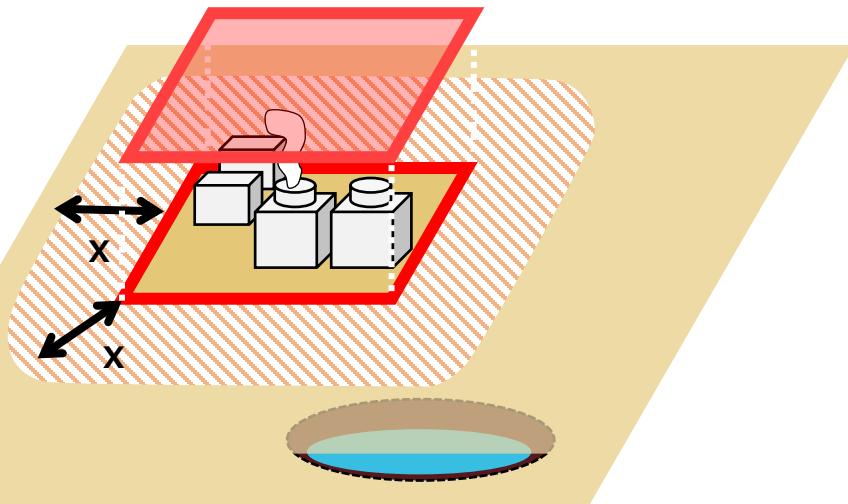
地熱発電事業における距離に係る軽微変更要件

変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

（規模に係る数値の比について）

- 数値については、実績が少ない一方で、技術革新により、発電方式の変更により環境負荷が変化しない（蒸気量が変化しない）場合でも出力が増加するケース（日本地熱協会ヒアリング結果より、シングルフラッシュからダブルフラッシュへの発電方式の変更により約20%の出力増加が見込まれること等）が想定されることから、そのようなケースを対象とする数値とするのはどうか。

上記考え方を踏まえると、地熱発電事業に係る区域・建替要件（案）として、例えば以下が考えられる。



既存工作物が設置されている区域
→ **既存の発電設備敷地**

※タービン建屋、冷却塔等が設置されている区域

政令で定める距離Xの案 → **300 m**

政令で定める規模に関する比Yの案 → **1.3**

既存工作物が設置されている区域

既存工作物が設置されている区域の境界

用地

近接区域

建替配慮書の記載内容（案）

- 建替配慮書の記載内容について、一般的な発電事業の配慮書の記載内容との差異やポイントをより具体的にすると以下の表のとおりと考えられる。
- 第1章、第2章は記載する項目は従前の配慮書と同じだが、建替え前の事業との比較情報が必要。
- 建替配慮書では「事業実施想定区域及びその周囲の概況」に代えて「事業実施想定区域」を記載することとなった。

配慮書		建替配慮書		
	項目	内容	項目	内容
第1章	第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の住所地	事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名、主たる事業所の住所地	第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の住所地	従前の配慮書から特段の差異なし。
第2章	第一種事業の目的及び内容	2-1 第一種事業の目的 2-2 第一種事業の内容 (名称、実施が想定される区域及びその面積、事業により設置又は変更される発電所の原動力の種類、出力、設備の配置計画の概要、工事の実施に係る期間及び工程計画の概要等)	第一種事業の目的及び内容	従前の配慮書の記載事項に加え、建替え前の事業の状況、建替えの方針(※)、基本的な工事手順、建替え前後の出力等を追記。 ※建替え前の既存工作物が設置されている区域及び必要に応じて近接区域並びに建替え後に設置しようとする工作物の位置を記載 (建替配慮書要件に該当することの確認に必要な事項を追記)。
第3章	事業実施想定区域及びその周囲の概況	3-1 自然的状況 3-2 社会的状況	事業実施想定区域	従前の配慮書の記載事項は 不要 。事業実施想定区域のみ記載。

建替配慮書の記載内容（案）

- 建替配慮書では「計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に代えて「当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容」（以下「配慮の内容」という。）を記載することになった。
- 配慮の内容においては、法第三条の三で「第一種事業を実施しようとする者は、**計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、（略）計画段階環境配慮書を作成しなければならない**」とされていることから、計画段階配慮事項についての検討を行った結果として、環境負荷が生じる要素に関し、**事業に係る計画段階配慮事項の選定と、それに係る配慮のための内容**を記載する。

配慮書		建替配慮書	
項目	内容	項目	内容
第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	(1) 計画段階配慮事項の選定の結果 (2) 調査、予測及び評価の手法 (3) 調査、予測及び評価の結果 (4) 総合的な評価	当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容	建替え前の発電所事業における影響の有無や程度等を踏まえ、環境負荷が生じる環境要素に関し、配慮事項を選定した上で、建替え後の事業において実施する環境の保全のための配慮の内容を記載。 (1) 建替え前の事業に係る環境負荷の状況 (2) 計画段階配慮事項の選定の結果 (3) 計画段階配慮事項に係る環境の保全のための配慮の内容
第5章 その他		その他	従前の配慮書から特段の差異なし。

建替配慮書手続に係る指針等（基本的事項）

- 環境影響評価法の対象事業は多岐にわたり、事業種ごとに特性を有していることから、法では環境影響評価の手続を主として定め、環境影響評価を行うに際しての具体的な内容に関する基準や指針は、「**環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項**」（以下「**基本的事項**」という。）を踏まえて事業種ごとに主務大臣が定める「**主務省令**」に規定されている。
- 基本的事項は、主務省令で定める基準・指針が、一定の水準を保ちつつ適切な内容が定められるよう、**全ての事業種に共通する基本となる考え方**を環境大臣が示したものである。
- 建替配慮書に記載すべき事項については、**基本的事項の改正及びそれを受けた主務省令の改正**により位置付けられる。

〈基本的事項の構成〉

配慮書
関係

第一 **計画段階配慮事項等選定指針**に関する基本的事項

第二 **計画段階意見聴取指針**に関する基本的事項

第三 **判定基準**に関する基本的事項

第四 **環境影響評価項目等選定指針**に関する基本的事項

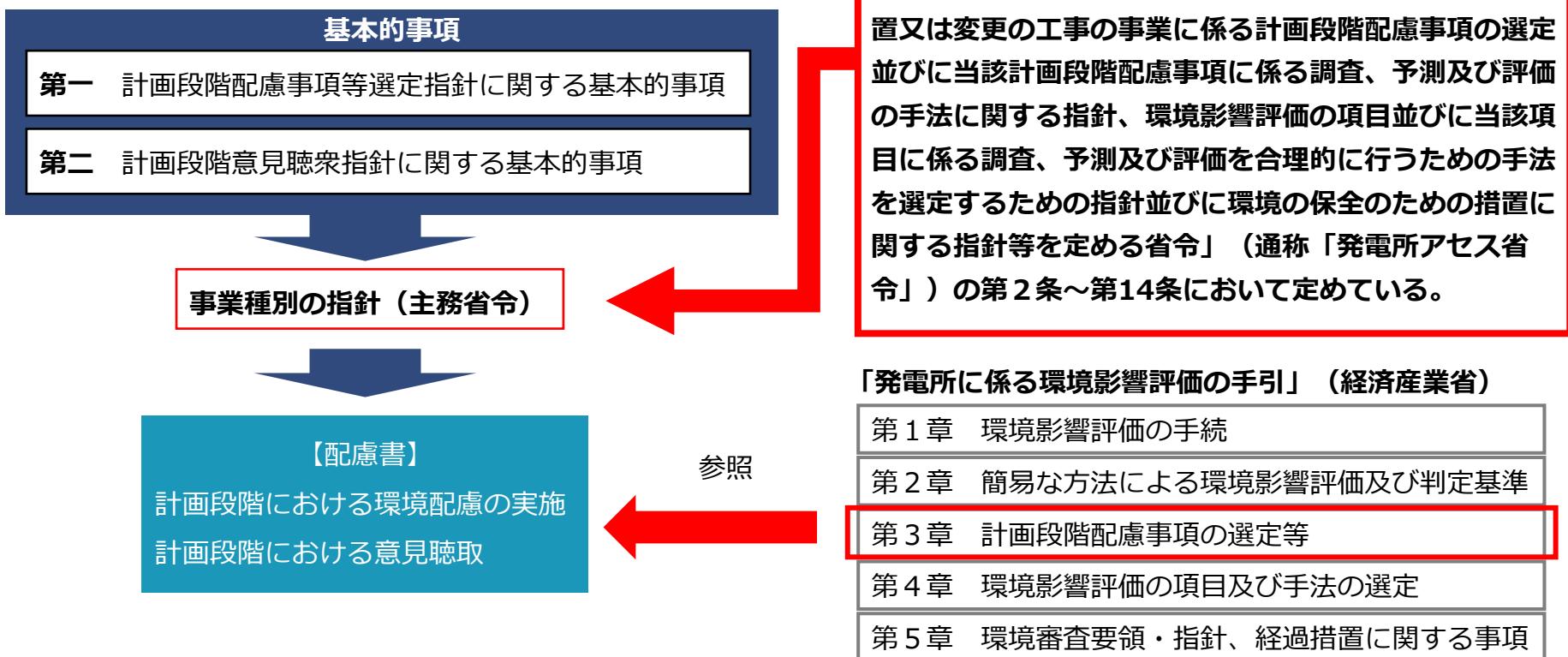
第五 **環境保全措置指針**に関する基本的事項

第六 **報告書作成指針**に関する基本的事項

建替配慮書手続に係る
指針等を基本的事項の
第一において新たに規定。

- 発電事業に係る配慮書手続に係る指針等については、主務省令である「発電所アセス省令」（経済産業省令）に定められている。また、当該省令の内容等について解説した「**発電所に係る環境影響評価の手引**」（以下「手引」という。）により、環境影響評価のより詳細な手順が示されている。
 - 建替配慮書手続に係る指針等については、基本的事項に加え、発電所アセス省令や手引も見据えて、盛り込むべき内容について議論を深めていく必要がある。

〈配慮書手続の指針等に係る法令等の関係〉



制度運用に当たり整理が必要な事項について

- 法改正の趣旨を踏まえた適切な建替配慮書手続が実施されるために、建替配慮書に記載すべき事項の考え方については、基本的事項の改正や、それを受けた主務省令の改正が必要である。
- また、建替配慮書制度の円滑な運用のためには事業者や審査関係者に向け、法解釈やより具体的な内容について通知・通達、「手引」等により整理する必要がある。

＜建替配慮書制度の運用に当たり整理が必要な事項＞

- ① 「既存工作物の設置されている区域」の解釈
- ② 規模の比の算出に係る発電所出力の考え方
- ③ リプレースガイドラインとの関係性
- ④ 建替配慮書において活用可能なデータの考え方
- ⑤ 計画段階配慮事項を選定する際の考え方
- ⑥ 「環境の保全のための配慮の内容」の記載内容
- ⑦ 既存事業がアセス対象外であった等により、既存事業の工事・稼働に関する事後調査等の明確なデータがない場合の考え方
- ⑧ 建替配慮書における検討内容を、方法書以降に活用するための考え方

